非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策

記

- (1) 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ都道府県、市町村、JA等と相談して、周辺の食用農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (2) 実際の農薬散布に当たっては当該病害虫・雑草の発生状況を踏まえ、必要 最小限の農薬散布にとどめる。
- (3) 農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある 農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等) 及び使用上の注意事項を守って使用する。
- (4) 農薬散布に当たっては、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- (5) 都道府県、市町村、JA等と連絡を密にし、特に、周辺で栽培されている 食用農作物の収穫時期が近い場合等には、状況に応じて使用農薬の種類を変 更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用い る散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- (6)以下の項目について記録し、一定期間保管する。 ア.農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件(風の強さ)等 イ.使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- (7) 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、都道府県、市町村、JA等にも同様の連絡を行い、農業者を交えてその後の対応について相談する。